

支援金交付対象施設等および交付金額

種別	施設・サービス	単価（円）
1 医療施設等	(1) 病院（保険医療機関に限る。）	360,000
	(2) 有床の診療所（保険医療機関に限る。）	180,000
	(3) 無床の診療所（保険医療機関に限る。）	90,000
	(4) 訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。）、助産所	50,000
	(5) 薬局（保険薬局に限る。）、歯科技工所、施術所等	25,000
2 障がい者施設等	(1) 入所系 施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 短期入所	180,000
	(2) 居住系 共同生活援助	60,000
	(3) 通所系 療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児放課後支援	90,000
	(4) 訪問・相談系 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、自立生活援助	60,000
	(4) 訪問・相談系 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、自立生活援助	50,000
3 (医療機関みなし事業所を除く。) 高齢者施設等	(1) 入所系 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護（空床利用型を除く。）、短期入所療養介護（空床利用型を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	180,000
	(2) 居住系 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームを除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護	90,000
	(3) 通所系 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、総合事業（通所型）	60,000
	(4) 訪問系 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、総合事業（訪問型）	50,000
4 保育・教育施設等	(1) 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、放課後児童クラブ	60,000
	(2) 子ども食堂（たかまつ子ども食堂ネットワーク加入団体又は令和6年10月1日時点で開設から1年以上が経過し、かつ令和6年度高松市子ども食堂開設運営事業補助金の交付決定を受けた団体に限る。）	25,000

備考

- 1 同じ住所地（建物内）において、施術室を分けることなく、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを業とする施術所と、柔道整復を業とする施術所を併設している場合は、いずれか一方のみの対象とする。
- 2 同一の事業所で、訪問看護ステーション及び訪問看護の両方の指定を受けている場合は、いずれか一方のみの対象とする。
- 3 同一の施設・事業所で、障がい者施設等の項及び高齢者施設等の項に掲げる施設・サービスに係る両方の指定を受けている場合は、いずれか一方のみの対象とする。
- 4 総合事業（通所型）及び総合事業（訪問型）は、同一の事業所で通所介護又は訪問介護の指定を受けていないものに限る。
- 5 高齢者施設等の項に掲げる施設・サービスについては、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第1項第3号及び第42条の3第1項第2号に規定する保険給付を受ける事業所を含む。